

帝国「日本」の自画像

— 1920年代の朝鮮「同化」論 —

今 西 一

はじめに

今世紀最大の歴史家の一人、エリック・J・ホブズボームは、その遺著のなかで、20世紀末に国民国家とナショナリズムが衰退することを予言した¹⁾。しかし、最近の東アジアだけを見ても、日本と韓国との竹島（韓国名・独島）問題、日本・中国・台湾・香港にまたがる尖閣諸島（中国名・釣魚島）問題など、国境をめぐるナショナルな対立は、ますます激化してきている。

竹島問題を挑発する政府・自民党のなかには、「冷戦」構造の終焉のなかで、日本の軍事力の増強のために、朝鮮半島をめぐる緊張を過度に強調する議論が登場してきている。一方、1990年代韓国の中国・東南アジア・旧ソ連・東欧への経済進出は目覚ましく、台湾などととも東アジアの有力な「準」^{サブ}帝国を形成していつている²⁾。このなかで、韓国の「国民国家」イデオロギーが再編され、東南アジア地域でも民衆との矛盾を深めている。

戦前のような軍事的・政治的領有をとまわずに、植地的な収奪や文化的ヘゲモニーを強化してゆくことを、近年では「ポスト・コロニアリズム」と言う。東アジア地域でも、このポスト・コロニアルな現象が現れるとともに、戦前のアジアで最初の近代的な帝国を形成した日本の「遺産」が、様々な形で想起・継承されるようになっている。そのなかには、国家登録装置としての指紋捺捺制度³⁾から「従軍慰安婦」制度までであるが、特に後者について、鄭暎恵氏は、現在「インドネシアの軍隊が東ティモール女性を慰安婦として利用している」事実を指摘して、「慰安婦問題は、西洋とは違った日本型の植民地支配のあり方をモデルにして、いろんところで再生産されている」と語っている⁴⁾。

こと言説だけに限っても、戦後直後の「朝鮮の経済がこのようなミゼラブルな状態から、併合後僅か三十数年の間に今日見るような一大発展を遂げるに至ったことは、

たしかに日本の指導の結果であると言ふも過言ではない」といった、戦前京城帝国大学・戦後東京大学教授鈴木武雄氏の発言。1995年の江藤隆美総務庁長官の「だけど日本はいいこともしたんですよ。高等農林学校も作りました。ソウルには帝国大学も作りました。そういう意味では教育水準を上げたわけです。これまでまったく教育というものがなかったわけですから。道路、鉄道、港湾整備、山に木を植えた」といった発言まで、度々の「妄言」がくり返されている⁵⁾。戦後の日本の政治家・官僚・学者たちの世界での植民地人脈の継承や、戦争責任の曖昧さという問題もあるが⁶⁾、彼らの「妄言」は、その「帝国」意識とその「他者」認識の在り方において、奇妙なほど戦前の「同化」主義者の言説と一致している。本稿では、この「妄言」の出発点となった、戦前朝鮮の「同化」論について考えてみたい。

1 研究史への所感

従来、日本人の朝鮮認識については、朝鮮史の側からは玉城素・旗田巍・梶村秀樹氏らの先駆的な業績⁷⁾があり、福沢諭吉の朝鮮論については、坂野潤治・青木功一・吉野誠氏らの研究⁸⁾がある。また自由民権期の朝鮮観については、山田昭次氏の研究⁹⁾があり、大正デモクラシー期については、幼方直吉・松尾尊允・奥田修三・吉岡吉典・鶴見俊輔氏らの日本人と朝鮮人との「交流」を発掘する仕事があった¹⁰⁾。しかし、1990年代になると、日本人社会主義者の朝鮮認識の歪みを指摘する石坂浩一氏の労作や、水平運動のなかでの日本人の民族差別の問題を問う金静美氏の大著などが現れた¹¹⁾。また「在日」韓国・朝鮮人のなかで、尹健次・姜尚中氏などから鋭い問題提起がなされている¹²⁾。とりわけ姜氏の研究は、エドワード・W・サイードの方法に学び、日本社会科学の「知」のオリエンタリズムを問題にしている。また、戦前の「大東亜民俗学」や言語政策のあり方を問う川村湊氏のユニークな研究も現れている¹³⁾。概して90年代の研究史の主流は、日朝の「交流」史から日本人の朝鮮認識の歪みを「糾弾」する方向へと流れている。

最近では、1960年代生まれの小熊英二・駒込武氏らの研究が、注目されている。私は、小熊・駒込氏それぞれの研究を労作と考えるが、戦前の日本では「単一民族」より「多民族帝国」の論理が優勢となり、「台湾・朝鮮統治」でも「『内鮮結婚』などの名のもとに民族間結婚が奨励され、『日本人』と現住者は混住し、台湾・朝鮮の住民も軍隊に徴兵した」として、日本ではナチス・ドイツのような純血主義は成立しなかった¹⁴⁾、とする小熊氏の考え方には疑問がある。

この議論には、既に駒込氏が、「小熊のシエマは、本国における雑誌等に現れた言説の分析としては興味深くまた有意義であるが、それを植民地政策を支える理念でもあったと評価する地点において、小さからぬ飛躍があるといわざるをえない」。「通婚の『奨励』や軍隊への徴用は、一九三〇年代後半以降の皇民化政策期のことである。したがって少なくともそれ以前の段階で、政策理念として純血主義を抛棄したという論拠とはなりえない」とする。通婚の奨励は、朝鮮では1920年代から行われているが、確かに現実的には「徴々たるもの」あり、居住形態においても「混住」は、「それ自体検討の余地」があり、ナチスのような『人種』という言葉こそ用いていないものの、血族ナショナリズムのロジックは、実質的な人種主義であり、それこそが植民地支配の根幹にすえられた理念であった」という批判には賛成である¹⁵⁾。

また筆者は、最近の杉山春氏の優れたルポルタージュが、小熊氏の説にひとつの有力な反証を提起していると考え。杉山氏は、1939年、あの「五族協和」とうたった「満州国」でさえ、日本人同士の間族結婚が奨励され、「花嫁養成所」（「満州女塾」）が作られていった過程を追求する。これが戦後の「中国残留婦人」問題のひとつの前提にもなっている。また杉山氏は、戦後直後、「中国人やソ連兵の子供を宿して引き揚げてくる女性達に墮胎手術を施そうとした背景には、異民族の血を恐れ、排除しようとする国家的な意志が感じられてならない」とも指摘している¹⁶⁾。

この点でも駒込氏の言うように、『戦後改革』にともなう『民主化』も『主権在民』の体制もすべて『日本国民』の内部でのことであり、しかも、その場合の『日本国民』は、植民地帝国の体制のもとでも頑強に維持され続けた『日本人』にかざられるという体制が形成されたわけである。血族ナショナリズムによる排除の体制が基調に存在したからこそ、このような『スムーズ』な転換が可能になった」という意見に賛同する¹⁷⁾。戦後の日本が「スムーズ」に植民地帝国から国民国家に移行できたかどうかは別として、戦前の日本で「血統主義」の原理が、そう簡単に放棄されることがなかった、ということには注目すべきであろう。勿論、この「血統主義」を、天皇制国家の支配原理と読みかえることは可能である。

2 原敬首相の「内地延長」論

1919年3月1日、京城・平壤における示威運動に端を発した、朝鮮の3・1独立運動は、3月下旬から4月にわたって「猖獗」を極め、「騒擾回数八百四十余回、官憲側ノ死傷百六十余人、暴民ノ死傷一千九百余人、官公営学校内地人住宅等ノ被害百五

十余箇所に及ヒ、4月下旬になってやっと鎮静した¹⁸⁾。この3・1独立運動は、政府・官僚・言論人・学者など、さまざまな立場の人々を震撼させたが、そこで展開された朝鮮「同化」論からまず見てゆこう。

長谷川好道朝鮮総督の後任となった、斎藤実朝鮮総督と水野錬太郎政務総監に、原敬首相が朝鮮統治の指針として与えた、「朝鮮統治私見」¹⁹⁾という文書がある。ここでは原首相の「内地延長主義」という思想が、よく述べられている。まず原は、1910年の韓国「併合後ニ於ケル朝鮮ニ対スル制度ハ、大体ニ於テ台湾ヲ模倣シタルモノ」だとする。その「台湾制度」もまた、「欧米諸国ノ植民地ニ対スル諸制度ヲ参酌シテ決定シタルモノ」だが、「併合後約十年ノ経験ニ依レハ、現行制度ハ根本的ニ誤レルモノナルコトヲ断言シ得ヘシ」とする。何故なら「欧米諸国ノ植民地ハ、我帝国ノ朝鮮ニ対スルモノトハ、全然其性質ヲ異ニスルモノ」だからである。そして――

欧米諸国ニ属スル植民地ハ、人種ヲ異ニシ、宗教ヲ異ニシ、歴史ヲ異ニシ、独リ言語風俗ノ異ナルノミナラス。斯ノ如ク根本的ニ相違アルカ為メニ、之ニ対シテハ特殊ノ制度ヲ布カサルヲ得ス。然ルニ我帝国ト新領土タル朝鮮トノ関係ヲ見ルニ、言語風俗ニ多少ノ相違アリト雖トモ、其根本ニ溯レハ殆ント同一系統ニ属シ、人種ニ於テハ固ヨリ異同ナク、歴史ニ於テモ上古ニ溯レハ、殆ント同一ナルモノト論シ得ルカ如シ。

とする。そこから「余ノ所見ヲ以テスレハ、朝鮮モ内地モ全ク同一ナル制度ヲ布イテ可ナリト信ス。即チ行政上・司法上・軍事上其他経済・財政ノ点ニ於テモ、教育指導ノ点ニ於テモ、全ク同一ナラサルヘカラス。之ヲ同一ニ為シテ、而シテ同一ナル結果ヲ得ヘシトノ確信ヲ置キ得ヘシ」とする。

この原首相の「内地延長主義」は、従来政治史の立場からは、陸軍＝長州閥による植民地支配を打破するためのものとされている。そこから「原がしばしば語った言葉であるが、『同一の待遇』とは日本帝国の法と制度の許における『無差別主義』であった。したがって教育という根本的な手段を除けば、朝鮮人の風俗、習慣、歴史などについて強制的な『同化』の必要を認めなかった」という春山明哲氏のような評価が生まれくる²⁰⁾。しかし、「人種」や「歴史」を同一として、朝鮮の独自性を全く認めようとする原の立場は、強烈な「同化」主義以外の何物でもない。

原はまた、「右ノ次第ナルニ因リ、動モスレハ独立ヲ企ツヘシトノ疑惧心ヲ去リ、又従来外国ノ制度ヲ模倣シタル誤謬ヲ排シ、結局朝鮮ヲ内地ニ同化スルノ方針ヲ以テ諸般ノ制度ヲ刷新スルコトハ、最モ今日ニ適切ナル処置ニシテ、又併合ノ目的モ爰ニ

始メテ達スルコトヲ得ヘシト信ス」と、「朝鮮統治私見」の（上）を結んでいる。

私は、この原の「同化」主義の根拠になっているのは、春山氏も引用しているように、「現ニ茲ニ内地同様ニナツテ居ル例ハ、琉球デアリマス。併シ琉球ニ行ツテ御覽ニナツタ人ハ、琉球ニ居ル従来ノ人ハ全ク内地ノ人ト同様カト云フト、多少生活ノ有様モ違ツテ居リマセウ。是ハ内地同様ナル制度ヲ布クニ何ノ妨ゲモゴザイマセヌ」²¹⁾という言説に象徴されるような、「琉球処分」以降の沖縄の「同化」政策の「成功」という認識にあると考えている。原と藩閥勢力との対立を過大に評価して、原の「同化」主義を軽視する議論には反対である。

具体的に原は朝鮮に対して、①朝鮮総督は「文武官何レノ人ヲ以テスルモ差支ナキノ制度ト為ス」こと。②「朝鮮ニ施行スル法律命令ハ、成ル可ク内地ニ行ハルル法律命令ヲ施行スル」こと。③「司法・大蔵等ノ事務」を「内地」と密接に関連づけること。④「内地ニ於ケル府県制・市町村制」を朝鮮にも施行すること。⑤「憲兵ヲ廢シテ警察官ニ改メ」、「地方長官ニ分属セシメ、中央総督府ニ内務省警保局ノ如キモノヲ置」いて統轄すること。⑥教育を「内地ノ教育ト同ナラシムル」こと。⑦「雑婚」「雑居」を推進すること。⑧「官吏ノ登庸」「俸給」に「内地人」「朝鮮人」の区別を設けないこと。⑨「朝鮮ノ土地ヲ開発シテ内地人・朝鮮人共ニ其恵ニ浴セシムル」こと。⑩朝鮮官吏の「服制帯剣ノ制度ヲ排止スル」こと。⑪「所謂親日党」だけではなく、「公平ニ朝鮮ノ名家・旧家」に授爵の恩恵を与えること。⑫朝鮮刑法、特に「笞刑」を廢して、「内地同様」にすること。⑬「耶蘇教宣教師及ヒ其教徒」と「意志ノ疏通ヲ図ル」こと。⑭「教育ト宗教」との混同を避けること。⑮「現行特別会計ハ当分ノヲ在置」することなど、以上、15点の「施設」を挙げている。

一見、「平等主義的」に見えるかもしれないが、原首相の意図は、あくまで植民地の「独立」行財政、即ち軍閥の植民地支配を弱めて、植民地と「日本」国内との一元的で広域的な支配を完成させることにある。そこから植民地での差別の撤廃と、「日本」国内との「平等」性が問題になる。しかも原は、この「平等」化の成功例として、度々沖縄や台湾での経験をあげる。「官吏ノ登庸」では、「沖縄県人カ何レノ地ニ於テモ資格ヲ有スルハ、官公吏タルヲ得ルト同様ニ為スコト、最モ適当ノ措置ナルヘシ」とする。また「特別会計」でも、「台湾ノ發展ハ畢境特別会計ノ賜ナリ」といった具合である。

原首相にとっては、沖縄・台湾・朝鮮といった植民地の支配を、いかに帝国「日本」として一体化するかということが、至上の課題であったのである。そこに、第一次世界大戦の直後、世界の大勢が植民地「自治」論に傾いていくなか、日本が「内地

延長主義」という名の「同化」政策に傾斜した、ひとつの理由がある。

3 「文化政治」と統治論議

原敬首相の「内地延長主義」の意を受けて、1919年8月12日、海軍大将男爵齋藤実が、朝鮮総督に就任する。この時、法学博士水野錬太郎が、政務総監に任ぜられている。いかに海軍とはいえ、やはり軍閥総督の出現に、日朝の民衆は失望の色を隠しきれなかった。しかし齋藤総督は、原の「内地延長主義」を着々と実現してゆく。同年9月3日、齋藤総督は、「総督府及び所属官署に対する施政方針訓示」を発するが、そのなかで――

今上陛下ノ優詔ニ示ス如ク、日韓併合ノ本旨ニ基キ、一視同仁各其ノ所ヲ得、其ノ生ニ聊ムシ、休明ノ澤ヲ享ケシメムガ為、時ニ応ジ宜ヲ制シ施政ノ便ニ資セシメラルルニ在リ。即チ総督ハ文武官ノ何レヨリモ任用シ得ルノ途ヲ啓キ、更ニ憲兵ニ依ル警察制度ニ代フルニ、普通警察官ニ依ル警察制度ヲ以テシ。尚服制ニ改正ヲ為シ、一般官吏・教員等ノ制服・帯剣ヲ廃止シ、朝鮮人ノ任用・待遇等ニ考慮ヲ加ヘムトス。要之文化的制度ノ革新ニ依リ、朝鮮人ヲ誘導・提擲^(ていせい)シ以テ其ノ幸福・利益ノ増進ヲ計リ、将来文化ノ發達ト民力ノ充実トニ応ジ、政治上・社会上ノ待遇ニ於テモ、内地人ト同一ノ取扱ヲ為スベキ、究極ノ目的ヲ達セムコトヲ庶幾スルモノニ外ナラズ。

と語っている²²⁾。これが俗に言う齋藤総督の「文化政治」の最初の宣言である。しかし「総督ハ文武官ノ何レヨリモ任用シ得ルノ途ヲ啓キ」は、既に19年8月19日の「官制改革」によって実現していた。また、この改革によって、憲兵警察を撤廃し、総督府に「警察局を置いて全道の警察及び衛生の衡に当らしめ、同時に地方官々制に改正を加へ、警察権を道知事に移した²³⁾」。「一般官吏・教育等ノ制服・帯剣」も、同月に廃止された。「朝鮮人ノ任用・待遇等」は、同年10月、「従来ノ朝鮮人たる文官ノ分限及び給与に関する規定を廃止し、内地人官吏と均しく高等官々等俸給令及び判任官俸給令の適用を受けしめ」、「朝鮮人訓導をも公立普通学校長に任用するの途を啓」いた。他にも朝鮮民事令に改正を加え（1921年11月制令）、「民籍法を根本的に改正して朝鮮戸籍令を制定し」（22年12月公布）、苔刑令の廃止（20年3月制令）、朝鮮刑事令の改正（22年12月制令）などを実施した²⁵⁾。この他にも、経済・財政・教育・言論、地方行政の全般にわたる改革が実施されている。

このような一連の「近代化」政策は、元朝鮮総督府学務局長武部欽一が、後年語っ

ているように「朝鮮に対する実際政治の方策としては、朝鮮を内地と同一ならしむべき理想に達するまでには、之を特殊地域として取扱はんとする主義と、理想実現共に内地と同一に取扱はんとする主義があつて、寺内正毅伯の見解は前者であり、原敬氏の意見は後者であったかのやうである²⁶⁾」という2つの意見の対立のなかで、寺内らの「特殊地域」論を徹底的に粹碎するものであった。それだけに原・斎藤の「内地延長主義」は、朝鮮の「日本」化、朝鮮人の「日本人」化を徹底的に推進したものである。

ここでは、斎藤総督の「文化政治」前後の、同時代人の意見を、斎藤実文書のなかにある「建白書」から見てみよう。軍人では、陸軍大将・朝鮮軍司令官宇都宮太郎²⁷⁾が陸軍大臣田中義一に提出した、「朝鮮時局管見」(1919年5月14日)がある²⁸⁾。宇都宮は、まず「遠キ将来ニ於テハ、略ホ内地同様ノ府県制(道制)ヲ施行シ、終ニハ帝国憲法ヲモ実施スルヲ以テ、朝鮮統治ノ帰着点ト為ス事」と主張している。ここで原首相らの「内地延長主義」に近い主張をしているのは、「朝鮮ヲ一纏トシテ特種ノ行政管区ト為シ置クコトハ、朝鮮ノ国民思想ヲ永遠ニ保存スルコトト為リ、永キ歲月ノ間ニハ母国々運ノ消長等ニ因リ、時ニ触シ折ニ触レ独立論ヤ分離論ノ反覆ヲ見、国家永遠ノ禍根ヲ遺スコト明瞭ナル」ためである。

宇都宮は、具体的には、「先ツ最低級ノ自治制(町村制ノ如キヲ謂フ)ヨリ始メ」ること。「中央ノ権力ヲ漸次地方ニ分チ、道長官以下各級官公吏並ニ各種諸機関ノ能力ヲ養成スル」こと。「警察ハ漸次地方官憲ノ隷下ニ移ス事」。「憲兵ハ其ノ司令官ノ令下ニ置キ、地方官憲トノ関係ハ内地ニ於ケルト略ホ同様ニスルコト」などをあげている。原・斎藤の「内地延長主義」とかなり近い議論である。

勿論、「憲兵ハ地方警察ヲ兼掌スルモ、主義トシテハ警察官ノ援隊ヲ以テ自ラ居ラシムルコト」とはしても、原首相のように、「憲兵ヲ廢シテ警察官ニ改メ」という主張ではない。むしろ「憲兵・警察共ニ内鮮人ノ混成トシ、且ツ鮮人ニモ漸次進級シ得ルノ途ヲ」ひらくとか、「凡ソ人民ニ直接スル官公吏ハ、鮮人ハ国語、内地人ハ鮮語ノ知識ヲ其採用及進級ノ一條件ト為スコト必要ナルガ、憲兵・警察官ニ在テ殊ニ然リトス」といった、日朝の「混成」軍や憲兵・警察官の質的向上を訴える。特に前者は、「将来ノ兵備ハ、内地人軍隊少クモ五個師団担当ノ兵力ニ一部ノ朝鮮人(当分ハ志願兵)部隊ヲ配置スルコト」として、「遠キ将来ニ於テ、完全ナル憲法実施ノ場合ニ在テハ、鮮人ニモ漸次徴兵制(最初ハ勿論制限的)ヲ施行シ、鮮人オモ国軍ノ一部ニ編入セサル可サルコト」とするものである。

宇都宮の朝鮮「徴兵制」構想は、朝鮮は「内地トノ比例ヲ以テ論スレハ、面積ヨリ

言へハ約十個師団、人口（大正六年調、内地人三十三万余、鮮人千六百六十万余、計千七百万人）ヨリ言へハ約六個師団ヲ配置シ差支ナキ勘定」となる、という「軍事上」の提言が前提となる。しかも、実際には「未来永久ニ此朝鮮ヲ保持シ、此ニ我統治權ヲ確植シ、一面我移民ヲ奨励シ、安堵シテ全鮮各地ニ永住セシメンニハ、今回騒擾ノ實際ニ鑑ムルモ、此位ノ兵力ハ是非共必要ナリ」といった認識がある。彼もまた、3・1独立運動の驚異から、兵力を「各地方概ネ普遍的ニ配置」する必要を力説している。折から国内では大正デモクラシーの「軍縮」論が盛んななか、植民地軍隊の拡大は、「朝鮮軍」の創出しかない、という事情も作用していたのであろう。

その意味でも彼は、「鮮人ノ不平」を認識しており、幾つかの例を次のよう紹介している。

- (イ)、鮮人等ノ称スル、内地人官民一般ヨリ受ケアリト云フ、輕蔑侮辱ノ仕向ニ対スル不平
- (ロ)、制度上（俸給其ノ外）其ノ外ノ差別的待遇ニ対スル不平
- (ハ)、鮮人任用率ノ甚少ク、且ツ内地人ニ漸次其位置ヲ奪ハルルコトニ対スル不平
- (ニ)、学校卒業者、就職不可能ニ対スル不平
- (ホ)、海外留学手續ノ面致^(例)ニシテ、留学^(ママ)ニ抑ユルト云フ不平
- (ヘ)、海外ヨリ帰国セルモノニ対スル、監視・苛察ノ不平
- (ト)、民籍、墓地規則、会社令、道路敷地収用手段、賦役等ニ対スル不平
- (チ)、教育（学校不足、差別教育）ニ対スル不平

これらの「不平」の現実を認識しろということであるが、彼は「独立分離ハ絶対ニ許サヌコト」という立場に立っている。彼の立場が、軍部の全てを代表しているとは思わないが、原＝斎藤の「内地延長主義」に近い主張が軍中枢の軍人から現れていること、朝鮮「徴兵制」の考えが示されていることには注目すべきである。

一方、総督府の役人からも「同化」政策への強い要望が出されている。元中樞院書記官長国分象太郎（三玄）は、「総督施政方針ニ関スル意見書²⁹⁾」（1919年5月）で、次のように論じている。

総督施政ノ根本主義ヲ大別シテ、二ト為スコトヲ得ヘシ。即チ朝鮮ヲ内地ノ延長トシテ、恰モ彼ノ四国・九州ニ於ケルカ如ク、純然タル帝国ノ一部トシ、渾然一体ト為スカ。将タ将来永ク新附領土ノ特別地域ト為スカニ在リ。前者ハ内鮮人ヲ渾然融合スルヲ目的トシ、同化主義ヲ執リテ進マサルヘカラス。後者ハ朝鮮固有ノ風俗・習慣ヲ毀損セス、其ノ住民ニ文明ヲ宣伝鼓吹シ、以テ特殊ノ発展ヲ遂ケシムルヲ要スヘシ。

従って「前者ニ在リテハ」「参政権ヲ与ヘ帝国ノ政治ニ参与セシムル必要」が生じ、「後者ニ在リテハ」「民族ニ完全ナル自治ヲ与ヘサルヘカラサル」ようになる、というのである。国分は、「永久ニ朝鮮ノ独立ヲ許ササルコト、及統治ノ根本主義ニ関スル聖謨ヲ宣示シ、之ヲ以テ万世不易ノ大方針ト為」せというのである。「聖謨」とは、韓国「併合」の時の「一視同仁」の詔勅のことである。

そこで具体的には、「内鮮人ノ結婚」が奨励され、その「法制上ノ障害」となる「民事令及ビ民籍法ノ改正」を提案する。次いで「国語」教育と「内地人ノ移民」が奨励される。国分の主張もまた、「内地延長主義」を前提とした、「同化」主義ということになる。

これら日本人たちの意見のなかで、特に異彩を放っているのは、朝鮮総督府通信局長持地六三郎³⁰⁾の「朝鮮統治論³¹⁾」(1920年10月)である。持地は、「日鮮の歴史的関係」として、「古代に遡るときハ、日鮮同族の関係があり、又日本人の血脈には、朝鮮人の血脈を混入融合して居ることハ、否定すへからざる歴史上の事実である」とする。だが、「今日の日本人が色々な種族の混血融合に成れると同じく、今日の朝鮮人も亦支那・日本人・其地、幾多種族の混血融合に成れるものと見るべきである」。従って、「数千年の歴史の鍛練陶冶に依って、今日の日本国民が出来た以上は、今更之を解体して、支那人や朝鮮人や若ハ南洋人に還元し得ないと同じく、朝鮮民族も亦之を解体して、日本人や支那人に還元し得ない」と、「同化」政策の困難さを説いている。

彼はまた、「同化ハ優等文明か劣等の文明に^(のぞ) 莅むことを其前提とするが、朝鮮人ハ自己の文明が、日本の文明よりも劣等なりと思惟し得ない。否却つて彼等ハ其の文明ハ、日本の文明よりも古く、往時ハ日本文明の先輩、教師であったことを自負し、過去の学問技術の盛時を憧憬して居る」と述べる。その上、「凡その他の族民を同化し得るが為には、其民族は偉大なる優秀の性格を有することを必要とする。此点に付てハ遺憾ながら日本の国民性ハ、他の民族を温醸同化し得る偉大なる性格を具ふるものとハ、思惟し得ない。寛容の徳なし、懐柔の量なし、操縦の^(はかりごと) 略なし、予ハ日本の少数の識者、政治家、實際家等に其人なしと云ふのではない。国民全体として之れなしと云ふのである」とまで断言する。

それでは持地は、どのような統治を考えていたのであろうか。その話しに入る前提として、彼の世界情勢の認識を見ておこう。持地は――

十九世紀以来、国民的運動は世界の大勢である。国民に基いた国家、即チ国民的^{ナショナルステート}国家を

国家形成の理想とする。此次の世界戦争後、国際協調の色彩が著しく濃厚と為り、国際聯盟が提唱せらるるに至つたけれども、是れハ国民的国家を基本とし、単位として、其相互の協調聯合に依つて、世界の永久平和を確保せんとする計画なので、国民的国家を没却して、万国共通制コスモポリタニズムを実施せんとする試みではないのである。又民衆主義の増進ハ顕著なる事実であつて、最早何物も之に敵対し得ざるは今日以後の趨勢である。

と言うのである。そこから持地は、朝鮮もまた世界の大勢に従つて「委任統治の主義」に移行することを提言する。「所謂本 国 延 長 主 義」プロロンジマン・ア・ラ・メトロポールに反対して、「此の主義政策ハ、朝鮮人が半開蒙昧の蛮民であつて、飴細工や土人形の如くコ子次第、如何様にも形ち作らるるならば格別、古き文明と古き歴史とを有し、千数百年来独立国として、特殊の国民性を形ち作つて来た。民族の国民的感情と相調和並馳せざるものある」とする。

そして持地は、朝鮮人の帝国議会への参政権に反対して、「朝鮮議會」を創出し、「朝鮮議會に、軍事、外交其他国政維持、治安維持に関する帝國的政務を除く外、朝鮮内政に関する立法権と朝鮮予算の協賛権とを賦与する」ことを提案する。持地の議論は、一見朝鮮「独立」論かと見間違える所もあるが、後に「朝鮮統治後論³²⁾」のなかで、「予の朝鮮統治論ハ、知友間に訛からざる批難を招いだ。曰く予の言論の如きハ、非愛国的である。学究的である。非現実的である」と語っている。そして、「同化政策ハ王道なり、時務策ハ霸道なり、大手より王道を唱道すると同時に、搦手より霸道を遂行せんと欲するのである。二重政策を採用せんと欲するのである」と、自己弁護している。さすがに斎藤総督の「内地延長主義」や「同化」政策を、ここまで鋭く批判した持地は、総督府には居ずらかったとみえて、1920年6月、辞職して東京に引き揚げて³³⁾いる。

この持地とは対照的に、「一視同仁ノ御聖旨モ、内地延長主義モ語コソ異ナレ、意味ハ同一テアツテ、内鮮共ニ渾然一体ト為ツテ、世界ノ進運ニ伴ヒ、両民族ノ繁榮發達ヲ計ルヲ窮極ノ目的ト為スニ外ナラヌノテアル」と主張する、総督府内務局長大塚常三郎がいる。大塚はまた、「世間ニハ異種ノ民族ハ、融合同化スルコトカ出来ルモノテナイ。歴史・言語・風俗・習慣・宗教ヲ異ニスルモノカ合シテ、一致スルコトカ出来ナイト云フ事ヲ強ク主張スル。之カ亦民族自決主義ノ根底ノ理由テアルカノ如ク主張スル」意見を批判する。大塚の「民族」に対する考え方は――

一体民族ノ觀念ハ血族ニ初マル。血族カ相集マリテ集団ヲ為スコトハ、自然的生活テア

ル。然シナカラ文明ノ生活ハ、単ニ自然的ノ生活ノミニテハ、其ノ目的ヲ達スルコトカ出来ナイ。文明ノ生活ニハ、自然的ノ生活ノ外ニ文化的ノ生活カアル。人類ノ生活ニハ物質肉體ノ生活ヨリ以上ニ、文化的ノ勢力カ作用スル。ノ歴史的ノ見地ヨリ、古来ノ大民族ヲ解剖スルト、何レモ異種ノ民族カ混合シ、化合シテ居ル。昔ノ民族ハ血族ヲ主トシテ居ルケレトモ、今日ノ大民族ノ特色ハ、血族關係ヨリモ寧ロ其ノ不斷ニ行ハルル、文化ノ統一化・融合化テアル。實ニ之カ歴史ノ真髓^(註)テアル。

と述べている。「民族」を歴史的・相対的なものと捉え、「文明」化によって、新しい「民族」が作れるというのである。そして、「従来ハ民族ト民族トノ融合ニ、同化ナル語ヲ用ヒタ。同化ニハ語弊カアル。私ハ同化ト云ハナイ。内鮮ハ一体ト為リ、融合スヘキテアル。(略)融合ノ結果ハ、今後ノ新シキ大日本帝国ヲ確立スルノテアル」とも語っている。³⁴⁾

原敬から持地六三郎・大塚常三郎に至るまで、日本人や朝鮮人が、歴史的に複合民族であることを否定する論者は、誰もいない。むしろ問題の焦点は、今日、その民族の〈同化〉や〈融合〉が可能か、という点である。その根底には、第一次大戦後の世界情勢を、「民族自決」や「民衆主義」の時代として認識し、「国民国家」の上に国際聯盟が作られるとする持地の見解と、「大日本帝国」の確立を指向する大塚らの見解との違いが横たわっている。勿論、持地も植民地官僚であるが、その立場から斎藤総督の「同化」政策に一定の批判を加えたことは注目すべきである。このように、3・1独立運動は、植民地官僚の統治論にも分裂の楔を打ちこんでいった。

しかし、大塚のような「文明化」の差異という論理だけで、日本の朝鮮支配が合理化できるのであろうか。次節では、もう少し日本主義を前面に出した、青柳綱太郎の主張を見ておこう。

4 青柳綱太郎の「徳光的大日本主義」

青柳綱太郎(南冥)について、桜井義之氏は、「佐賀の人、東京哲学館に学び、明治三十四年九月、大阪毎日新聞通信員として渡韓、のち羅州および珍島郵便局長を歴任、明治四十二年韓国政府財政顧問部財務官となり、さらに宮内府に入り図書記録のことに従事した。明治四十三年職を退き、朝鮮の古書刊行に従事した。著書多く『韓国農事案内』^{明治三十一年}をはじめ二十数冊の著書がある」と紹介する³⁵⁾。

しかし青柳の本領は、盟友細井肇の「甫めて青柳南冥君を知れるは、今より十五年

前、旧韓時代の王宮たりし昌徳宮内において、今は故人となれる曾木重高君を訪へる時なりき。当時、総ての意味において、頽廢を極尽したる韓国王宮は、一種陰謀の伏魔殿にして、之が肅清は到底尋常吏僚の及ぶ所にあらず」という言葉が、よくあらわしている。この昌徳宮には、内田良平・武田範之らの大陸浪人、李完用・宋秉畷らの「親日派」朝鮮人が集まり、李容九（一進会）らと韓国「併合」の陰謀をめぐるしていた。当時、青柳は「王宮内において典膳司の職」にあった³⁶⁾。その後、青柳は細井らと朝鮮研究会を組織し、「総督府御用言論人」への途を歩んでいった³⁷⁾。

1917年4月4日、言論弾圧で有名な寺内正毅総理に、京城新聞社の創立を認めてもらった青柳は、寺内正毅の熱心な支持者である。彼の『総督政治史論』（1928年）によると、「民族的膨張は世界の大勢」であり、「寺内伯は朝鮮の社会を整理し、産業を開発して、朝鮮を母国製造工業の原料地として、速かに母国の経済的利益を計らうと考へ」たとする。そして「寺内伯は政治の形式に於いては夙に内地延長主義であったが、其実際は植民地主義であった」と断言する³⁸⁾。

「植民地主義者」寺内総督と、青柳との「同化」論をめぐる対談は、なかなか興味深い。寺内は青柳に、「君は曾ては（韓国一引用者）併合に反対の意見を草して、桂に献言したやうぢやが、朝鮮は独立して行けると思つて居るかの」という質問に対して青柳は、「併合前私が併合反対の意見を献言したのは、朝鮮を併合して日本帝国の一部とせなくとも、日本の保護国として置くことが可也と信じたからであります」と答えている。彼が朝鮮の「保護国」化を提言するのは、「日本民族は果して朝鮮民族を同化することが出来るでありますか」という理由からである。「朝鮮民族が日本民族に同化せざる一例」として、彼は次のように語っている。

現今我国に穢多と賤称されて居る特種^(ママ)の部落が、各地に散在して居ります。彼は遠くは一千年前、近くは豊臣時代の末期に於て、我国に帰化したる朝鮮人であります。前者は百濟・新羅の亡民、後者は征戦の捕獲であります。彼等は前後併せて三千人か五千人の朝鮮人であります。島帝国内大民族の中に於て、大海の一滴にも過ぎざる民族を、何故に日本人は一千年以上三百年以上もかかつて、同化することが出来ないのでありますか。(略)／若しそれが封建時代の政治政策が悪かつた云ふならば、明治維新以来既に五十年、畏れ多くも今上天皇は維新の劈頭に於て、四民の階級を撤廢され、差別を撤廢せられ給ふて、一視同仁の政治を行はれて居るではありませんか。それに何ぞや我海内の小天地に於て、今尚特種部落民と云へば、賤視排斥されて居る状態であります。(略)即ち同化し能はざる罪は日本民族にありと云ふのであります³⁹⁾。

青柳は、当時の一般的な認識から、被差別部落民は朝鮮からの渡米人と考えており、それを「同化」できない日本では、「韓国併合不可」という議論を展開する。青柳は別の所では、「時に被征^(マ)伏人種の子孫或は帰化穢多の種にして、偶々皇室に対して不敬の思想を懐き、過激思想社会主義者等の出現を見ることあるも、是等を以て日本帝国全体の上より論すれば、敢て齒芽は懸くるに足らざるなり⁴⁰⁾」と語っている。被差別部落民が「社会主義者」になったというのは、1910年の幸徳事件に被差別部落民が参加した、という誤った報道を信じたものであろう。しかし、「齒芽に懸けないと言っているながらも、この「帝国臣民」のなかにある分裂を、大きな危機として青柳は捉えていた。

この青柳の意見に対して、寺内総督は「同化我れに有利なれば同化しやう。我れに不利なれば同化せないまでぢや。故に予は同化問題に付てはまだ研究し調査中ぢや」と答えているが、青柳は「矢張寺内伯は同化不可論者だ」と見ている⁴¹⁾。青柳の見通り、寺内総督の「武断政治」時代には、殆ど「同化」政策らしきものは施行されていない。

青柳はまた、「古へ以来、朝鮮民族の血統は混入して居ることは否認はせぬが、我大和民族の中に混入せる僅少の朝鮮人の血統は、国土自然の雄美と秀麗とに醇化され、日本の大民族は訓練されて、二千五百年來、或は一千二三百年来立派に瀘化されて、日本民族として其血統を共通し、種族魂即ち大和魂に醇化せられたる血統を構成して居る」と語っている。特に「大正八年の騷擾以來は、民族魂の背進は激甚である。此の民族魂の相違、換言すれば血統の相違が、両民族同化難の最大原因である。之を結婚政略に依りて瀘化し同化しやうとしても、それは当局が同化の理想に過ぎずして、言ふ可くして行はれまい」とも予言する⁴²⁾。

この青柳の「血統主義」は、当然、次のような日本民族の優位論に帰結する。

印度も埃及も皆、古国なりと雖も国家的目的ありしは、吾人の知らざる所。希臘は地中海の東岸諸国の殖民したるものにして、其文明や光輝ありと雖も、建国の理想なるものあらざしりなり。若し又近世国家の創建を見んか。英国は海賊の建国なるのみ。露西亜は山賊野賊の建てし所、ピートル帝以來世界の掠奪侵略を国是となす。仏蘭西は古代の蛮民フランクの裔たるのみ。北米合衆国のワシントンの建業や高尚ならざるに非すと雖も、要するに之れ革命のみ。独逸及び以太利は新国にして其創建日尚浅近なり。／＼真に高尚なる精神を有し、其自覚を以て国家を創建したるは、惟り吾が大日本帝国あるのみ。

これだけ独善的な主張をすれば、戦時体制下の「八紘一宇」精神と、殆ど変わらな

いものになっている。そこから「朝鮮総督の文化政治も、正に徳光的大日本主義の発現に外ならず」と位置づけられる。「徳光的大日本主義は、漫に他邦を征服するを云ふに非ず。我神祖の抱負を四海に光被せしむるが為めにして、開けざるを拓き、乱れたるを整へ、化せざるを化し、廢れたるを興すの謂ひにして、我朝鮮統治は此意味に於て、開拓し経営すべきの地域に富めり」と、極めて侵略性の強い主張になっている。

その対極に、朝鮮人は「民族ありて国家無かりしなり」とか、「朝鮮には人民の歴史あらず、人民独立の事業あらず、建設あらず、其巨石を運び土塊を積むも、皆な王命に依りしのみ、人民自己の思想に出でしものは一之あらざるなり」といった、朝鮮観になる。朝鮮の歴史を他律的なものとして描き、朝鮮人の「事大卑屈の民族性」が強調される⁴⁹。しかし、ここまで^{エスノセントリズム}の主張がなされると、逆に「同化」政策そのものが成立しにくくなり、朝鮮統治は露骨な暴力支配以外の何物でもなくなってしまう。そこに青柳が、寺内総督の「武断政治」を美化する、ひとつの根拠があるのかもしれない。

最後にもう一人、青柳の盟友で、社会主義からの「転向」者細井肇についても取り上げたかったが、細井については、高崎宗司氏らの優れた研究⁴⁹があるので、それに譲りたい。

おわりに

1919年の3・1独立運動を受けて登場した、原首相＝斎藤総督の「内地延長主義」は、朝鮮における本格的な「同化」論の誕生ということになる。寺内総督の「特殊」地域論は、朝鮮の「開発」をすすめ、「満州」への「兵站」基地化することによって、「日本」から独立した陸軍の「朝鮮王国」を作ろうとする計画であった。これに対して原首相は、「内地延長主義」を主張することによって、沖縄・台湾・朝鮮といった植民地と、「日本」国内を結ぶ広域的な支配圏＝帝国「日本」を構想した。しかし陸軍の植民地支配をコントロールしようとする原の主張は、逆に朝鮮に対しては、強い「同化」主義の押し付けとなった。

陸軍の内部でも、宇都宮太郎のように、原の「内地延長主義」に同調する動きも出てくる。しかし、宇都宮の主張には、憲兵政治の継続や、朝鮮「徴兵令」など、植民地での軍部勢力の増強計画が背景にあった。これに対して、植民地官僚のなかでも、持地六三郎のように、「民族自決主義」や「国民国家」の主張が民衆のなかにあるこ

とを理解して、「朝鮮議會」の創設を要望する議論もあらわれてくる。しかし、この植民地における「民本主義」的潮流ともいえる持地の議論は、殆ど大勢を占めることなく挫折している。

そして、この時期、大塚常三郎に見られるような、「民族」を歴史的に相対化して見る主張が登場しているのは注目される。私はこれを、一種の文明論的な「同化」論だと考えている。これに対して青柳綱太郎の「徳光の大日本主義」のような、「血統主義」も強められている。彼の主張は、日本民族の優秀さから、朝鮮民族を徹底的に蔑視する、^{エスノセントリズム}自文化中心主義である。私は、公式的な「同化」論のなかには、大塚的な「複合民族」論が出て来ても、民衆世界のレベルでは、青柳的な「日本主義」が主流であったと考える。それだけに、朝鮮での支配は、差別的・暴力的な体質を、なかなか脱出できなかったのである。否、むしろ戦時体制のなかでは、この差別的・暴力的な支配は強められてゆくという展望をもっている。1920年代初頭は、「日本人」という「種」の同一性と、「他者」に対する差別性、帝国「日本」の包容性と排他性とが交錯していた時代だと考えている⁴⁵⁾。

紙数の制約もあって、植民地民衆の動向や1930年代の「同化」論にまで言及できなかったが、一先ずここで筆を擱く。

註

- 1) Erick.J.Hobsbawm, Nation and nationalism since 1780, Cambridge UP, 1990 (1992²⁾)
- 2) 「準」帝国の概念については、陳光興(坂元ひろ子訳)「帝国の眼差し」(『思想』第858号, 1996年)参照。なお韓国の学者のなかには、現在の韓国を「亜」帝国と規定する議論もある。
- 3) 田中宏『在日外国人 第2版』(岩波新書, 1995年)。
- 4) 鶴岡哲也他「ポストコロニアルの思想とは何か」(『批評空間』第2巻11号, 1996年) 34頁。
- 5) 高崎宗司『増補新版「妄言」の原形』(木犀社, 1996年) 287・313頁。
- 6) 若宮啓文『戦後保守のアジア観』(朝日新聞社, 1995年)参照。
- 7) 玉城素『民族的責任の思想』(御茶の水書房, 1967年), 旗田巍『日本人の朝鮮観』(勁草書房, 1966年), 梶村秀樹著作集刊行委員会・編集委員会編『梶村秀樹著作集』第1・2巻(明石書店, 1992・93年)。とりわけ梶村氏の「講座派」マルキスト平野義太郎のアジア主義への批判などは、今日でも継承していかなければならない重要な課題である。
- 8) 坂野潤治『明治・思想の実験』(創文社, 1979年), 青木功一「福沢諭吉の朝鮮論」(『横浜市立大学論叢』第32巻1号, 1980年), 吉野誠「福沢諭吉の朝鮮論」(『朝鮮史研究

- 会論文集』第26号, 1989年)。
- 9) 山田昭次「自由民権期における興亜論と脱亜論」(『朝鮮史研究会論文集』第6集, 1969年), 同「征韓論・自由民権論・文明開花論」(同上, 第7集, 1970年)。
- 10) 幼方直吉「日本人の朝鮮観—抑宗悦を通じて—」(『思想』第448号, 1961年), 松尾尊允「吉野作造と朝鮮」(『人文学報』第25号, 1968年), 奥田修三「大正期における朝鮮問題論」(立命館大学『人文科学研究紀要』第18号, 1968年), 吉岡吉典「明治社会主義者と朝鮮」(『歴史評論』178号, 1965年), 鶴見俊輔『抑宗悦』(平凡社, 1976年)ほか。なお松尾氏の最近作「吉野作造の朝鮮論」(『吉野作造選集』第9巻, 1995年)では, 吉野と朝鮮人との交流が, 見事に描かれている。
- 11) 石坂浩一『近代日本の社会主義と朝鮮』(社会評論社, 1993年), 金静美『水平運動史研究』(現代企画室, 1994年)。
- 12) 尹健次『民族幻想の蹉跎』(岩波書店, 1994年), 姜尚中『オリエンタリズムの彼方へ』(岩波書店, 1996年)。
- 13) 川村湊『「大東亜民俗学」の虚実』(講談社, 1996年), 同『海を渡った日本語』(青土社, 1994年)。
- 14) 小熊英二『単一民族神話の起源』(新曜社, 1995年) 61頁。
- 15) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』(岩波書店, 1996年) 402~403頁。なお鈴木裕子氏は, 『従軍慰安婦・内鮮結婚』(未来社, 1992年)という本のなかで, 1928年で527人, 37年で1206人という「内鮮結婚」の数字をあげている(83頁)。件数こそ2倍以上になっているが, 37年の在朝日本人62万9512人からすれば, 「微々たるもの」と言わざるをえない。
- 16) 杉山春『満州女塾』(新潮社, 1996年) 32~34, 245頁, 相庭和彦他「『大陸の花嫁』政策の研究」I・II(新潟大学『教育学部紀要』第34巻1・2号, 1992・93年)。小川津根子『祖国よ「中国残留婦人」の半世紀』(岩波新書, 1995年)ほか参照。
- 17) 駒込武前提書, 380頁。
- 18) 「長谷川総督の事務引継意見書」(姜徳相編『現代史資料25 朝鮮 三一運動編1』みすず書房, 1967年) 482頁。
- 19) 原敬「朝鮮統治私見」上・下(斎藤実文書・国立国会図書館憲政資料室所蔵, 『斎藤実文書』第13巻。高麗書林〔ソウル〕の影印版による)。
- 20) 春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」(同他『日本植民地主義の政治的展開』アジア政経学会, 1980年) 59頁。
- 21) 『律令議事録』付録58頁(同上論文, 70頁より所引)。
- 22) 斎藤実「総督府及び所属官置に対する施政方針訓示」(財団法人斎藤子爵記念会編『子爵斎藤実伝』第4巻, 財団法人斎藤子爵記念会, 1942年) 434~435頁。
- 23) 朝鮮総督府『施政三十年史』(朝鮮総督府, 1940年), 141頁。
- 24) 前掲『子爵斎藤実伝』第4巻, 534頁。
- 25) 前掲『施政三十年史』137・149・150頁。
- 26) 武部欽一「朝鮮教育に関する管見」(貴田忠衛編『朝鮮統治の回観と批判』朝鮮新聞

- 社, 1936年, 龍溪書舎, 1995年復刻版) 226頁。
- 27) 1861年, 佐賀に生まれる。1918年, 朝鮮軍司令官, 1919年, 陸軍大将。1920年8月から軍事参議官, 1922年没。自民党の宇都宮篤馬氏は同氏の長男。
 - 28) 宇都宮太郎「朝鮮時局管見」(前掲『斎藤実文書』第13巻)。
 - 29) 国分三玄「総督施政方針ニ関スル意見書」(同上)。
 - 30) 持地六三郎の経歴に関しては, 持地六三郎『日本植民地経済論』(改造社, 1926年)の賀田直治「はしがき」と, 金子文夫「持地六三郎の生涯と著作」(『台湾近現代史研究』第2号, 1979年)を参照。
 - 31) 持地六三郎「朝鮮統治論」(前掲『斎藤実文書』第13巻)。なお持地は, この「朝鮮統治論」を, 『安辺私言』(1922年)と題して自費出版している。
 - 32) 同「朝鮮統治後論」(前掲『斎藤実文書』第14巻)。
 - 33) 持地六三郎前掲書『日本植民地経済論』「はしがき」3頁。
 - 34) 大塚内務局長講演「帝国臣民トシテノ自覚」(前掲『斎藤実文書』第17巻)。朝鮮総督府咸鏡南道知事を経験した萩原彦三は, 「私が朝鮮在職中, 上司として事へたもの、中で, 最も印象付けられてゐる者の中に大塚常三郎氏がある。氏は日韓併合前に, 内務省から赴任されて, 引続いて総督府に勤続し, 大正八年に内務局長になられ, 十四年には, 牧野内大臣の下に, 秘書官長として, 内地に戻られた」とし, その「豪放闊達」な性格と, 地方制度改革の中心になったこと, 総督府に有力な人脈を残したことを語っている(「敬慕の的寺内伯 爛眼の士大塚常三郎氏」, 前掲『朝鮮統治の回顧と批判』177-178頁)。
 - 35) 桜井義之『朝鮮研究文献誌 明治大正編』(龍溪書舎, 1979年) 29頁。
 - 36) 細井肇「跋」(青柳綱太郎『朝鮮統治論』朝鮮研究会, 1923年) 1-2頁。
 - 37) 斎藤総督下での「御用言論人」や「親日派」朝鮮人の動きについては, 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』(東京大学出版会, 1979年)参照。
 - 38) 青柳綱太郎『総督政治史論』(上)(京城新聞社, 1928年龍溪書舎, 1995年復刻版), 49-50, 106頁。
 - 39) 同上, 247-250。
 - 40) 青柳綱太郎前掲書『朝鮮統治論』, 124頁。
 - 41) 青柳綱太郎前掲書『総督政治史論』(上) 263, 287頁。
 - 42) 青柳綱太郎前掲書『総督政治史論』(下), 383-385頁。
 - 43) 青柳綱太郎前掲書『朝鮮統治論』14, 118-120, 229頁。
 - 44) 高崎宗司「ある『朝鮮通』の生きた道」1983年(高崎宗司前掲書『「妄言」の原形』所収), その他に欄木寿男「大正期における朝鮮観の一典型」(『法政大学近代史研究会会報』第8号, 1965年), 青野正明「細井肇の朝鮮観」(『韓』第110号, 1988年)参照。
 - 45) <種>の同一性については, 酒井直樹『死産される日本語・日本人』(新曜社, 1996年)参照。

[付記] 資料の収集などについては, 忠南大学校経済学科の許粹烈・金秉觀氏, 慶熙大学校

経済学科の金鴻植氏，同志社大学人文科学研究所の高久嶺之介氏らに大変お世話になった。また本稿の内容を，ソウル大学校の落星堡研究所で報告した。貴重な御意見を下さった，経済学科の安乗直先生をはじめとする，参加者の方々にも，記して感謝したい。